

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。
(答)上記【1】の陳情については、確かにお聞きしました。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
(答)現状どおりの維持に努めたい。(長寿課)
- ②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
(答)現状のとおりです。(長寿課)

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(答)国の指導のとおり実施しています。(長寿課)

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(答)国の指導のとおり実施しています。(長寿課)

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(答)現場の混乱がおきないように実施しています。(長寿課)

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(答)小規模密着型介護老人福祉施設の整備を進めています。(長寿課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(答)法人等の実施を期待しています。(長寿課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(答)現状のとおりです。(長寿課)

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

(答)列記の支援は実施の考えはないが、高齢者の外出支援として実施する催事については、助成をしています。(長寿課)

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(答)一部ではありますが、いきいきサロンに対する助成は実施しています。(長寿課)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(答)国の指導のとおり実施しています。(長寿課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(答)主治医の意見書等により判断をしているため、申請により対応を行います。(長寿課)

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(答) 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施し、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、市単独で医療費負担を無料にすることはありません。ただし、市民税非課税で独り暮らし高齢者は、市単独助成で、後期高齢者福祉医療費給付の対象としています。(保険年金課)

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあるため、70歳から74歳の国民健康保険被保険者が2割負担になった場合、1割分を助成する余力はありません。(保険年金課)

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(答) 後期高齢者医療制度の資格証明書の発行に関しては、広域連合が要綱を設けており、それに基づいて行います。要綱では、高齢者の医療に関する法律施行令第4条に規定する特別の事情、入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全部を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められるときは、資格証交付の適用除外となっています。また、保険料の被保険者均等割が軽減されている者、所得の少ない被保険者であって資格証明書を交付することにより、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる場合は、短期保険証を有効活用し、適切な収納対策を講じることにより、資格証明書を交付しないことができるとなっています。(保険年金課)

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(答) 愛知県補助金要綱が、65歳～74歳の障がい者を適用除外しており、県に準じて市条例も適用除外としています。(保険年金課)

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(答) 高齢者の方向けの予防接種として、今のところ肺炎球菌ワクチン接種の費用助成を行う予定はありません。当市では、予防接種法に基づく一類疾病及び二類疾病の予防接種について公費負担を行っておりますので、今後法改正により肺炎球菌ワクチン接種が予防接種法に位置づけられた際には、公費負担を検討します。(健康推進課)

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(答) 子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校1年生から6年生までの通院を現物給付(窓口無料)しており、それ以上の拡大については、財政状況等を考慮し検討します。(保険年金課)

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(答) 公費負担による妊婦健康診査は21年度から5回を14回とし、実施していますが、22年度については検討中です。(健康推進課)

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(答) 今のところヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設ける予定はありません。子どものインフルエンザ菌感染の予防のために有効な予防接種とは聞いていますが、当市としては、今後の予防接種法改正により一類疾病及び二類疾病の予防接種に位置づけられた際に公費負担を検討します。(健康推進課)

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(答) 対象は生活保護基準額の1.3倍です。また、申請の受け付けは学校及び市の窓口両方とも可能です。(庶務課)

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(答) 一般会計からの繰入金は法定分とその他分とがあります。その他分については、地方単独事業実施による国庫支出金の減額分及び基金積立分を繰り入れしています。現在、市の一般会計は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えていません。国保運営の経営努力を引き続き推進します。(保険年金課)

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(答) 法律の規定に基づき、蒲郡市国民健康保険税条例を制定し、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割で国保税を負担していただいています。一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。(保険年金課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、新たに減免制度を創設する考えはありません。現行の国保税減免制度および軽減制度を適切に運用してまいります。なお、平成20年度に低所得者減免において、減免額の拡充を行いました。(保険年金課)

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(答) 現在、国保財政は厳しい状況にあり、これ以上減免制度を拡充する考えはありません。現行の減免制度及び軽減制度を適切に運用してまいります。(保険年金課)

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(答) 資格証明書の交付は、保険料収納を図る方法のひとつであります。子ども医療費助成対象世帯、母子家庭等医療費助成世帯、心身及び精神障害者医療費助成対象世帯は、資格証適用除外世帯としています。義務教育終了前の子どものいる世帯の保険証は、全て届くよう努めています。(保険年金課)

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(答) 納付計画を守り分納している世帯で残額の納付が確実に認められる場合には、正規の保険証を交付します。(保険年金課)

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(答) 納付困難な被保険者には納税相談に応じています。(保険年金課)

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(答) 当市の一部負担金の減免制度は、その水準で運用しています。広報、ホームページで制度の周知をしています。(保険年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(答) 本市の財政が厳しい中、独自の軽減は困難です。

障害者自立支援法が施行され、平成18年10月から、障害福祉サービスを利用する場合の1割の定率負担、所得に応じた月額上限額が設定されましたが、これまで3回の軽減措置により、本市の利用負担率の実績は、平成19年度は約5.7%、平成20年度は約4.79%、平成21年7月の見直しを反映した9月の実績では、約2.67%まで下がっています。

また、本市においては障害者自立支援対策臨時特例基金事業を活用し、事業運営円滑化事業、通所サービス利用促進事業、相談支援充実強化事業等で総額約11,200千円を障害福祉サービス事業所へ助成等を実施しております。(福祉課)

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(答) 県下の市町村においても一定の利用料を負担するようになっており、特に、利用料をなくすことは本市の厳しい財政上、難しいです。

なお、近隣の市と比較し、利用者負担やサービス内容の点で、劣っているとは考えていません。本市には、蒲郡市障がい者支援センターの中に地域活動支援センター「しおさい」があり、平成20年度実績で延べ1,883人の方が利用されました。1日当たりの利用者負担は300円ですが、優秀なスタッフを配置していますので、相談支援業務、活動内容も充実しており、利用されている障害者の方はもとより、保護者にも好評を得ています。(福祉課)

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(答) 本市には、ケアホームが2箇所ありますが、平成20年度はケアホーム重度障害者支援体制強化事業費補助金として約18万円助成させていただきました。また、県単独補助事業の共同生活介護等事業費補助金を活用し、ケアホーム・グループホームを運営している定員9名以下の小規模事業所に対して約3,180千円助成させていただきました。

なお、建設・設置費補助については、国庫補助の社会福祉施設等施設整備費等の補助制度を活用していただきたいと考えており、市単独補助は困難です。(福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(答) 特定健診は無料で実施しています。(保険年金課)

がん検診については、自己負担金を無料にする考えはありませんが、歯周疾患検診は無料で実施しています。また、実施期間については、がん検診は基本的に4月から翌年2月まで、歯周疾患検診は、6月から翌年3月までとし、実施期間の変更は考えていません。(健康推進課)

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(答) 40歳未満の住民を対象とする健診は「ヤングエイジ健診(20歳~39歳を対象)」で、自己負担金を無料にする考えはありません。(健康推進課)

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(答) 歯周病疾患検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象に無料で実施しています。(健康推進課)

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(答) 当市においては、申請権を阻害するような行為は行っていません。また、保護費の支給においては、支給日までのつなぎとして市の小額資金貸付を利用して支給しています。なお、生活保護受給者においては保証人を取っていません。(福祉課)

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(答) 当市は、愛知県通知に基づき、適正な事務処理を行っております。(福祉課)

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(答) 現在、人事当局には正規職員の増員要請を行っていますが難しい状況です。

本年度は正規職員の負担を減らすため、アルバイト2名を配置しています。なお、11月から非常勤職員の就労支援員の配置を予定しています。また、今後も国の補助制度を利用した面接指導員の配置も計画しています。(福祉課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

(答) 下記1、2、3の意見書、要望書の提出につきましては、確かにお聞きしました。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上